4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ1	イ 医師が行う場合（月2回限度）	(1)介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）（(2)以外）	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位		515	1回につき
34	1113	予防医師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487	
34	1115	予防医師居宅療養Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位		446	
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ1		(2)介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	299 単位		299	
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	287 単位		287	
34	1116	予防医師居宅療養Ⅱ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位		260	
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合（月2回限度）	(1) 単一建物居住者が1人の場合		517 単位		517	
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		487 単位		487	
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3) (1)及び(2)以外の場合		441 単位		441	
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位		566	
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	666	
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位		417	
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	517	
34	1271	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位		380	
34	1272	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	480	
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 518 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合（月4回限度）		518	
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	618	
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合（月8回限度）		518	
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	618	
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合（月4回限度）		379	
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	479	
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合（月8回限度）		379	
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	479	
34	1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5			(三)(一)及び(二)以外の場合 342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合（月4回限度）		342	
34	1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	442	
34	1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合（月8回限度）		342	
34	1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬					特別な薬剤の場合＋ 100 単位	442	
34	1257	予防薬剤師居宅療養Ⅱ7			(四)情報通信機器を用いて行う場合 46 単位	在宅の利用者に対して行う場合（月4回限度）		46	
34	1258	予防薬剤師居宅療養Ⅱ8				注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合（月8回限度）		46	
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ1	ニ 管理栄養士が行う場合	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487	
34	1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ3				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444	
34	1151	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ4			計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
34	1152	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487	
34	1153	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ6				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444	
34	1134	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ1		(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
34	1135	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467	
34	1136	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ3				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424	
34	1154	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ4			計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
34	1155	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467	
34	1156	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ6				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合	がん末期の患者以外の場合（月4回限度）	(1) 単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326	
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(3) (1)及び(2)以外の場合	295 単位		295	
34	1281	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅳ		がん末期の患者の場合（月6回限度）	(1) 単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362	
34	1282	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅴ			(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326	
34	1283	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅵ			(3) (1)及び(2)以外の場合	295 単位		295	
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
34	8121	予防医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))			250 単位加算		250	
34	8122	予防在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))			150 単位加算		150	